

平成19年4月13日  
経済産業省

## 特定継続的役務における中途解約時の清算に係る考え方について －最高裁判所の判決を受けた特定商取引法の通達の改正－

経済産業省は、特定商取引法に規定する「特定継続的役務提供（いわゆる語学教室）」における中途解約時の清算に関して、平成19年4月3日に最高裁判所の判決が出されたことを受け、4月12日に、特定商取引法における中途解約時の清算に関する規定（第49条）の解釈について、通達の改正を行いました。

1. 特定商取引法（以下「法」という。）に規定する「特定継続的役務提供（いわゆる語学教室）」における中途解約時の清算に関し、平成19年4月3日に最高裁判所の判決が出されました。
2. 経済産業省では、この判決を受けて、特定継続的役務提供の中途解約時の清算が適正に行われることを確保するため、4月12日に特定商取引法第49条の解釈について、通達の改正を行いました。
3. 具体的には、次のとおりです。
  - ・ 法第49条第2項第1号イに規定する「提供された特定継続的役務の対価」を算定する際、単価については、契約締結時の単価を上限とする。
  - ・ 解除があった場合にのみ適用される高額の「対価」を定める特約は、実質的に損害賠償額の予定又は違約金の定めとして機能するものであって、無効である。よって、そのような特約がある場合であっても、「提供された役務の対価」の計算に用いる単価は、契約締結の際の単価である。

※通達の全文は、下記URLをご参照下さい。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/tokushoho/joubun.html>

（本発表資料のお問い合わせ先）  
商務流通グループ消費経済政策課  
担当者：石塚課長補佐、吉瀬係長  
電話：03-3501-1905（直通）

(参考) 通達の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4章（特定継続的役務提供）関係 1～9（略） 10 法第49条関係 (1)（略） (2) 同条第2項は、特定継続的役務提供契約が中途解約された場合に役務提供事業者が請求し得る額の上限を定めるものである。 (イ)（略） (ロ) 同項第1号イの「提供された役務の対価」については、契約締結時の書面に記載された方法に基づき算出することになるが、その際用いる方法については合理的なものでなければならない。 ただし、対価の計算に用いる単価については、契約締結の際の単価を上限とする。例えば、通常価格1回1万円のエステティックサロンを期間限定特別価格3千円で契約を締結した場合には、後者の単価を用いて精算することとなる。 また、解除があった場合にのみ適用される高額の対価を定める特約は、実質的に損害賠償額の予定又は違約金の定めとして機能するものであって、無効である。よって、そのような特約がある場合であっても、「提供された役務の対価」の計算に用いる単価は、契約締結の際の単価である。 月をもって役務の対価が計算されている場合には、社会慣行等に照らし1ヶ月又はこれより短い期間を単位として精算することとし、回数をもって役務の対価が計算されている場合については、特別な理由がない限り1回を単位として精算することとなる。また、役務提供と純粋に比例的に生じる狭義の役務の対価のほか、役務提供の開始時に発生するもの等についても、「提供された役務の対価」といえる合理的な範囲でこれに含めることができる。（入学金・入会金等の名目の金銭についても、既に提供された役務の対価に相当する合理的な範囲が、これに含まれ得る。） (ハ)（略） (3)・(4)（略）</p>	<p>第4章（特定継続的役務提供）関係 1～9（略） 10 法第49条関係 (1)（略） (2) 同条第2項は、特定継続的役務提供契約が中途解約された場合に役務提供事業者が請求し得る額の上限を定めるものである。 (イ)（略） (ロ) 同項第1号イの「提供された役務の対価」については、契約締結時の書面に記載された方法に基づき算出することになるが、その際用いる方法、<u>単価</u>については合理的なものでなければならない。 すなわち、<u>単価</u>については、契約締結の際の単価を用いることが原則であり、合理的な理由なくこれと異なる単価を用いることはできない。 例えば、通常価格1回1万円のエステティックサロンを期間限定特別価格3千円で契約を締結した場合には、後者の単価を用いて精算することとなる。 また、月をもって役務の対価が計算されている場合には、社会慣行等に照らし1ヶ月又はこれより短い期間を単位として精算することとし、回数をもって役務の対価が計算されている場合については、特別な理由がない限り1回を単位として精算することとなる。また、役務提供と純粋に比例的に生じる狭義の役務の対価のほか、役務提供の開始時に発生するもの等についても、「提供された役務の対価」といえる合理的な範囲でこれに含めることができる。 (入学金・入会金等の名目の金銭についても、既に提供された役務の対価に相当する合理的な範囲が、これに含まれ得る。) (ハ)（略） (3)・(4)（略）</p>